

通達甲(交・総・組)第144号

昭和46年12月24日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

安全運転管理者事務処理要綱の全部改正について

〔沿革〕 昭和47年4月 通達甲(副監・総・企・調)第4号
8月 同(交・総・組)第151号
51年3月 同(副監・総・企・管)第3号
53年11月 同(交・総・法)第100号
平成8年8月 同(副監・交・総・法)第11号
12年12月 同(交・総・法)第16号
17年9月 同(副監・総・企・組)第21号
18年5月 同第12号改正

このたび、安全運転管理者事務処理要綱(昭和43年3月11日通達甲(交・総・組)第47号。以下「旧要綱」という。)の全部を別添のとおり改正し、昭和46年12月24日から実施することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、安全運転管理者事務処理要綱の制定について(昭和43年3月11日通達甲(交・総・組)第47号)は、廃止する。

記

第1 改正の趣旨

安全運転管理者の取扱いについては、旧要綱に基づいて事務処理が行なわれてきたところであるが、このたび、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の一部改正および東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の制定に伴い、安全運転管理体制の整備を図り、交通事故防止の徹底を期するため、旧要綱の全部を改正したものである。

第2 運用上の留意事項

1 安全運転管理者の権限

自動車の使用者が安全運転管理者に与えなければならない「必要な権限」とは、少なくとも道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)に定める事項を実施するために必要な権限をいい、管理下にある運転者等に対し、法の規定を遵守させて安全運転を確保するため必要な指示を行ない、その報告を求めるなど、適切な指導監督を実施するための具体的な権限などを含むものであるから、使用者に対し適切な助言と

指導を行なうこと。(第2条関係)

2 選任届出書の受理

- (1) 安全運転管理者として選任される者は、単に法的な資格要件を具備しているだけでなく、当該事業所等における地位から考えて、経営者など上部に対する意思反映が可能であり、また部下に対する指導力もあり、かつ、実行力を伴った者であることが必要である。そのためには、少なくとも事業所内における地位が部、課長クラスの者かまたはこれに準ずる者であることが望ましいので、選任届出書の受理にあたっては、この点に対する十分な助言と指導を行なうこと。
- (2) 昭和53年5月20日に法の一部が改正され、20台以上の自動車を使用している事業所等にあつては、安全運転管理者の業務を補助する副安全運転管理者を選任することとされたので、選任届出の受理にあたっては、法定の資格要件を具備しているかどうかの確認を行うこと。(第3条関係)

3 教習および資格認定申請

- (1) 公安委員会が行なう「安全運転管理者資格取得教習」の受講要件は、自動車の運転の管理の経験が1年以上2年未満の者に限られるので、この教習を受けようとする者から申請がなされたときは、経験年数を審査し、所定の経験年数を有していない者またはすでに法定の資格要件を満たしている者に対しては、この教習の趣旨を説明し、申請書の受理を行なわないように留意すること。
- (2) 事業所等において、法定の資格要件を備えた者がいないため、安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)を直ちに選任することができない場合においても、事業所内における地位も高く、指導力、実行力など安全運転管理者等として適任であると認められる者がある場合には、公安委員会に対して資格認定の申請を行なわせ、この者を安全運転管理者等として選任するように助言、指導すること。(第6条関係)

4 安全運転管理者証等の交付

新しく選任された安全運転管理者等に対する「安全運転管理者証」又は「副安全運転管理者証」の交付は、原則として特別研修の終了をまつて交付するよう配慮すること。

この趣旨は、新任の安全運転管理者等に対し、安全運転管理者制度に対する理解を深めさせることによつて、交通事故防止に寄与させることがねらいであるから、この点に十分留意し、適切な指導を行なうこと。(第9条関係)

5 講習等の実施

- (1) 公安委員会が安全運転管理者等に対して行なう講習の趣旨は、自動車の安全運転管理に関し、この管理下にある運転者を直接指導し、監督する立場にある安全運転管理者等の資質を向上し、事業所等における安全運転管理体制の強化を図るためである。このため、実際に安全運転管理者等がこの講習を受けられるようにするため、自動車の使用者の義務として公安委員会から安全運転管理者等について講習を行なう旨の通知を受けたときは、その選任している安全運転管理者等に講習を受けさせなければならないことになつているので、自動車の使用者に対しては、この講習の趣旨浸透を図るとともに、安全運転管理者等の受講について適

- 切な指導を行なうこと。
- (2) 特別研修は、あくまでも新しく選任された安全運転管理者等を対象として、安全運転管理技能についての基礎的な指導を行なうものであるから、選任届出後できうる限り早期にこの研修を受けさせるよう配慮すること。(第15条関係)
- 6 安全運転管理者に準じた者
- (1) 3台ないし4台の自動車を使用(二輪車にあつては、1台を0.5台として計算)し、法的には安全運転管理者の選任を必要としない事業所等であつても、当該事業所に対し、交通事故防止を徹底させるため、安全運転管理者に準じた者を置くように働きかけを行なうこと。
- (2) 前(1)によつて、安全運転管理者に準じた者が置かれたときは、これらの者に対する指導助言を積極的に行なつて、安全運転管理技能の習得に努めさせるとともに、実質的な交通事故防止活動が推進されるようその組織化を促進すること。(第17条関係)

別添

安全運転管理者事務処理要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 届出、申請の受理等(第3条 第8条)
- 第3章 管理者証の交付等(第9条 第11条)
- 第4章 教習及び認定等(第12条 第14条)
- 第5章 講習等(第15条 第17条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者以下「安全運転管理者等」という。)に関する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(安全運転管理者等に対する権限付与の指導)

第2条 警察署長(以下「署長」という。)は、自動車の使用者が道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第74条の3第7項の規定により、安全運転管理者等に道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「内閣府令」という。)で定める事項を処理するため必要な権限を与えるについて、当該自動車の使用者に対し、適切な指導を行なうものとする。

第2章 届出、申請の受理等

(選任届出書の受理)

第3条 署長は、自動車の使用者から規則別記様式第7又は別記様式第7の2の安全運転管理者等選任に関する届出書(以下「選任届出書」という。)の提出があつたときは、内閣府令第9条の9に定める要件を備えているかどうかを審査のうえ、次の書類を確認して受理するものとする。

- (1) 戸籍抄本又は住民票の写し
- (2) 安全運転管理者については、自動車の運転の管理の経験を証する書類(規則の規定により公安委員会の教習を受けた者については規則別記様式第12の教習修了証明書の写し、公安委員会の認定を受けた者については規則別記様式第13の安全運転管理者資格認定書の写し)、副安全運転管理者については、自動車の運転の管理の経験を証する書類(規則の規定により公安委員会の認定を受けた者については規則別記様式第13の2の副安全運転管理者資格認定書の写し)又は自動車運転の経験を証する書類の写し
- 2 選任された安全運転管理者等が資格要件を備えていないときは、その理由を説明して届出書類を返却し、他の適任者を選任のうえ届け出させるものとする。
- 3 選任された安全運転管理者等が資格要件を具備している場合であつても、その者の事業所内における地位、年齢その他の関係で、安全運転管理者等として実質的な活動を期待することができないと認められるときは、届出書の受理を一時保留し、自動車の使用者又はこれに代わる者に対し、安全運転管理制度の趣旨を説明して、事業所内における地位及び指導力、実行力等を考慮して、当該事業所における交通事故防止を図るため、真に適任であると認められる者を選任するように指導するものとする。
- 4 選任届出書を受理する場合は、機械的にこれを処理することのないように留意し、安全運転管理者等としての具体的な任務及び責任について指導するとともに、安全運転管理者等の技能向上を図るための研修会、講習会等の実施予定及びそのための施設の紹介を行なうものとする。

(解任の届出)

第4条 安全運転管理者等を解任したときは、そのつど届け出させるものとする。ただし、解任後15日以内に新たに安全運転管理者等を選任したときは、当該選任届出書の「前安全運転管理者」又は「前副安全運転管理者」欄に解任事項を記載することにより解任の届出をしたものとみなす。

(届出後の変更届)

第5条 第3条により提出された選任届出書の記載内容について、次の事項のいずれかに変更があつたときは、新たに選任届出書2通に所要事項を記載させ、すみやかに提出させるものとする。この場合、当該選任届出書の備考欄に、旧名称及び使用の本拠の位置を記載させるものとする。

- (1) 届出者の名称又は氏名及び住所
- (2) 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- (3) 安全運転管理者等の氏名
- (4) 安全運転管理者等の職務上の地位

(教習申請書、認定申請書の受理)

第 6 条 署長は、安全運転管理者等としての資格要件を得たい旨の申出があつたときは、規則別記様式第 11 の教習申請書又は認定申請書に次の書類各 1 通を添えて申請させるものとする。

- (1) 教習申請
自動車の運転の管理の経験が 1 年以上であることを証する書類
- (2) 認定申請
 - ア 履歴書
 - イ 職務経歴証明書、運転経歴等安全運転管理者等として適任であることを認定しうる書類

(報告)

第 7 条 署長は、安全運転管理者等の選任、解任又は変更の届出書を受理する場合は、2 通を提出させ、整理番号欄に警察署名及び整理番号を記入し、1 通は署の控えとし、他の 1 通は翌月 5 日までに前月分をとりまとめ、*別記様式第 1 により交通部長(交通総務課交通安全組織係経由。以下同じ。)に報告するものとする。

2 教習申請書及び認定申請書を指導する場合は、2 通を提出させ、1 通は署の控えとし、他の 1 通は*別記様式第 2 により交通部長に報告するものとする。

(安全運転管理者名簿等)

第 8 条 安全運転管理者等を的確には握するため、交通総務課長は、別記様式第 3 の安全運転管理者カード及び別記様式第 3 の 2 の副安全運転管理者カードを、署長は別記様式第 4 の安全運転管理者名簿及び別記様式第 4 の 2 の副安全運転管理者名簿を、それぞれ作成整備し、その活用を図るものとする。

第 3 章 管理者証の交付等

(管理者証の交付)

第 9 条 規則別記様式第 8 の安全運転管理者証及び規則別記様式第 8 の 2 の副安全運転管理者証(以下「管理者証」という。)は、選任届出書を受理した署長が作成交付するものとする。

2 安全運転管理者等のうち、新たに選任され、届出がなされた者に対する管理者証の交付は、第 15 条第 3 項に規定する特別研修を終了したのちにおいて行なうものとする。この場合、第 15 条第 4 項に規定する交通総務課長の交付する特別研修終了証の提示を求めるものとし、修了証の交付を受けていない安全運転管理者等に対しては、すみや

かに特別研修を受けるように適切な指導を行なうものとする。

(管理者証の再交付手続)

第 10 条 署長は、管理者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出があつたときは、*別記様式第 5 の再交付申請書 2 通を提出させた上、その事実を確認して再交付するものとする。この場合、第 7 条第 1 項に準じて*別記様式第 1 により交通部長に報告するものとする。

(管理者証の返納及び解任者名簿)

第 11 条 署長は、安全運転管理者等が解任されたときは、管理者証を返納させるものとする。

- 2 交通部長は、東京都公安委員会から解任を命ぜられた安全運転管理者等については、別記様式第 6 の「解任者名簿」を備え付け、照会の便を図るものとする。

第 4 章 教習及び認定等

(教習の指定)

第 12 条 第 6 条による教習申請があつた者に対する教習は、交通部長が日時、場所その他必要な事項を指定して行なうものとする。

(教習修了証明書の交付等)

第 13 条 交通部長は、前条による教習を修了した者については、規則別記様式第 12 の教習修了証明書を交付のうえ、別記様式第 7 の教習修了者名簿に登載するものとする。

(認定の通知)

第 14 条 署長は、第 6 条による認定申請について、交通部長の審査決定通知があつたときは、すみやかに申請者に別記様式第 8 の審査結果書を交付するものとする。

第 5 章 講習等

(講習等の実施)

第 15 条 署長は、安全運転管理者等に対し、交通事故防止に必要な資料を提供し、又は講習会、研修会等を実施して、自動車の安全運転管理が適正に行なわれるように努めるものとする。

- 2 署長は、管内の事業所に所属する安全運転管理者等に対して法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する講習が行なわれることについて交通部長から通知があつた場合は、当該安全運転管理者等を選任している自動車の使用者に対して、当該安全運転管理者等を受講させるよう積極的な指導を行ない、この講習の推進に努めるものとする。
- 3 新たに選任された安全運転管理者等に対しては、安全運転管理制度に対する理解を

深めさせ、管理技能の向上を図るため、選任届出書受理後早期に特別研修を実施するものとする。

- 4 特別研修は、おおむね毎月2回行なうものとし、この研修を修了した者に対しては、交通総務課長は別記様式第9の安全運転管理者特別研修修了証又は別記様式第9の2の副安全運転管理者特別研修修了証を交付するものとする。

(管理者証への記載)

第16条 署長は、前条に規定する講習会又は研修会等を実施したときは、自動車運転者講習会に準じ、管理者証の余白に受講(研)印を押印するものとする。ただし、前条第2項に規定する公安委員会が行なう講習については、交通総務課長が押印処理するものとする。

(安全運転管理者制度適用外事業所等に対する働きかけ)

第17条 保有車両が3台ないし4台で、法的には安全運転管理者の選任を必要としない事業所等に対しては、当該事業所における交通事故防止を徹底させるため、安全運転管理者に準じた者を置くように自動車の使用者に対して積極的な勧奨指導を行なうものとする。

- 2 前項の勧奨指導により、安全運転管理者に準じた者が置かれたときは、この者に対し安全運転管理業務について具体的な指導及び助言を行なうとともに、研修会等の際はつとめて研修を受けさせるように配意し、管理技能の向上を図るよう適切な指導を行なうものとする。
- 3 準安全運転管理者の組織化及び運用については、各署の安全運転管理者部会等に加え、又は準安全運転管理者会等を組織するよう配意し、準安全運転管理者証を交付するなどして設置目的にかなった効果的運用を図るものとする。

報告 () 第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿 (交 . 総 . 組)

警 察 署 長

安全運転管理者の選任等の届出書及び管理者証再交
副安全運転管理者
付申請書の受理報告 (月報)

月中次のとおり東京都公安委員会に対し届出 (申請) があつたので、関
係書類を添えて報告する。

記

1 安全運転管理者

新選任届 (新規事業所)	件
選解任届 (管理者交代)	件
解任届 (事業所他府県へ移転、事業所閉鎖等)	件
変更届 (届出内容に変更を生じたもの)	件
再交付申請 (管理者証の亡失、滅失、汚損、破損等)	件
計	件

2 副安全運転管理者

新選任届 (新規事業所)	件
選解任届 (管理者交代)	件
解任届 (事業所他府県へ移転、事業所閉鎖等)	件
変更届 (届出内容に変更を生じたもの)	件
再交付申請 (管理者証の亡失、滅失、汚損、破損等)	件
計	件

別記様式第3

安全運転管理者カード

整理番号		管理者証	年月日交付	所轄署名		番号							
届出者 住所名称	区 町 丁目 番 号 電話												
選任 年月日	年月日		使用 の本 拠	名称									
安全運転 管理者氏名				位置									
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	明 大 研 ・・・(歳)		業種別	1 官公署 2 公社公園等 3 農 業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売小 売業 10 不動産業 11 金融、保 険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 そ の他								
	実務経験	教習終了											
	1 管理 2年以上	2 運転 6年以上	3 管理 1年以上	4 運転 3年以上	5 公 委 会 認 定								
職 務 上 の 地 位				使用 自動車 数	乗用	貨物	大特	小特	大白	普自	計		
					大	大							
安全運転管 理者が運転 免許をもっ ている場合	免許の種別			運 転 者 数	免 許 別	大 型	普 通	大 特	大 白	普 自	小 特	計	
	免許年月日				1種	2種	1種	2種	1種	2種			
	免許番号												
	交付年月日												
	交付公委会												

備考 用紙の大きさは、縦10.5センチメートル、横15センチメートルとする。

別記様式第3の2

副安全運転管理者カード

整理番号	管理者証		年 月 日交付	所轄署名	番号	
届出者 住所名称	区 町 丁目		番 号			
選任 年月日	年 月 日		使 用 の 本 拠	名称		
副安全運転 管理者氏名				所在地		
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	明大昭 ..(歳)		業種別	1官公署 2公社公団等 3農業 4林業 5漁業 6鉱業 7建設業 8製造業 9卸売小売業 10不動産 業 11金融保険業 12運輸業 13電 気ガス業 14通信業 15サービス業 16その他	
	実務経験					
	1管理 1年以上	2運転 2年以上	3 公認 委員 会 定			
職 務 上 の 地 位			自己 自動 車 数	乗 用 貨 物	大 小 大 普 計	
				大 普 大 普	大 小 大 普 計	
副安全運転 管理者が運 転免許をも つている場 合	免許の種別		運 転 者 数	免 許 別	大 型 普 通 大 特 大 普 小 計	
	免許年月日			1種 2種 1種 2種 1種 2種	大 普 小 計	
	免許番号					
	交付年月日					
	交付公委会					

備考 用紙の大きさは、縦10.5センチメートル、横15センチメートルとする。

別記様式第4（別記様式第4の2）

(副) 安全運転管理者名簿

整理 番号	届出の名称又は 氏名及び住所	使用の本拠の 名称及び位置	選任又は 解任年月日		(副) 安全運転管理者 氏名及び生年月日	職務上の地位	乗組別	備考
						資格要件	車台数	
			選 任	年 月 日	年 月 日生			
			解 任	年 月 日		1、 2 3、 4、 5	台	
			選 任	年 月 日	年 月 日生			
			解 任	年 月 日		1、 2 3、 4、 5	台	

別記様式第5

安全運転管理者証再交付申請書
副安全運転管理者

年 月 日

東京都公安委員会 殿

申請者 住所
(所在地)
氏名
(名称)

下記の安全運転管理者証を、紛失、汚損、破損したので再交付されるよう申請
副安全運転管理者
します。

記

届出者の住所	
届出者の名称又は氏名	
安全運転管理者氏名 副安全運転管理者	年 月 日生
安全運転管理者証番号 副安全運転管理者	第 号
紛失、汚損、破損のて ん末	

別記様式第6

解 任 者 名 簿

番 号	上 申 警 察 署	取 扱 年 月 日	解 任 理 由	解 任 者			備 考
				氏 名	生 年 月 日	本 籍	
		年 月 日			明 大 昭 年 月 日		

別記様式第7

教 習 修 了 者 名 簿

番 号	修 了 年 月 日	教 習 修 了 者			備 考
		氏 名	生 年 月 日	本 籍	
	年 月 日		明 大 昭 年 月 日		

別記様式第8

審 査 結 果 書	
年 月 日	
申請者	殿
東京都公安委員会 図	
認 定	安全運転管理者証第 号交付
否 認 定 (理 由)	

別記様式第9（別記様式第9の2）

第 号

（副）安全運転管理者特別研修修了証

氏 名

年 月 日生

上記の者は、警視庁交通安全指導センターにおける（副）安全運転管理者特別研修を修了した者であることを証する。

年 月 日

警視庁交通部交通総務課長